

## 被災者への支援一覧表

令和6年2月26日現在

| 名称                                   | 内容   | 申請先・問い合わせ先        | 問い合わせ番号      | 備考                    |
|--------------------------------------|--|-------------------|--------------|-----------------------|
| 1 外国人の方の引越しに伴う、在留カード等の住所変更について       | 在留カード等の住所変更は、届出期限(住所変更をしてから14日以内)を過ぎた場合でも受付が可能です。  | 市民課戸籍住民グループ       | 06-6902-5970 |                       |
| 2 特別永住者証明書の有効期間更新等の申請について            | 特別永住者証明書の有効期間更新等の申請については、申請期限を過ぎた場合でも受付が可能です。  | 市民課戸籍住民グループ       | 06-6902-5970 |                       |
| 3 被災地域から本市への転入届について                  | 転出証明書の提示ができない場合や転出届の手续をしていない場合でも、一定の情報を申出いただくことで転入届の受付が可能です。   | 市民課戸籍住民グループ       | 06-6902-5970 |                       |
| 4 マイナンバーカードの再発行について                  | マイナンバーカードを紛失等した場合には、無料で再発行が可能です。   | 市民課窓口グループ         | 06-6902-5983 |                       |
| 5 マイナンバーカード電子証明書の暗証番号の初期化について        | 避難先市区町村にて電子証明書の暗証番号の初期化、再設定が可能です。  | 市民課窓口グループ         | 06-6902-5983 |                       |
| 6 パスポートの発給手数料について                    | 被災地に住民票を有している、又は被災当時に被災地に住民票を有しており、被害を受けた者に対して、旅券発給手数料が免除されます。   | 市民課窓口グループ         | 06-6902-5983 |                       |
| 7 国民年金保険料の免除・納付猶予について                | 申請により、国民年金保険料が免除・納付猶予されます。(令和5年11月分～令和8年6月分)<br>対象者：被害が最も大きい財産に係る損害が2分の1以上   | 市民課国民年金グループ       | 06-6902-6005 |                       |
| 8 日本赤十字社 災害見舞品について                   | 毛布、日用品セット(洗面用具、歯ブラシ、洗濯用品、簡易食器など)を提供します。  | 福祉政策課             | 06-6902-6093 |                       |
| 9 緊急小口資金(特例貸付)について<br>～令和6年能登半島地震特例～ | 令和6年能登半島地震により、大阪府内に避難され当座の生活費を要する世帯(1か月以上居住予定)等に対して次のとおり資金の貸付を行います。<br>●金額<br>10万円以内(条件によっては20万円以内)<br>無利子<br>●償還期間<br>2年(24回払)以内                        | 門真市社会福祉協議会        | 06-6902-6453 |                       |
| 10 広域避難者への生活保護について                   | 避難先で生活に困窮する場合、被災者の事情を考慮した相談を受け付けています。  | 保護課               | 06-6902-1231 |                       |
| 11 被保険者証等の提示等について                    | 保険証の提示がなくても保険診療が受けられます。<br>条件はありますが、一部負担金等が免除または猶予があります。   | 申請不要              | 医療機関・薬局等     | 厚生労働省から医療機関等へ通知あり     |
| 12 国民健康保険・後期高齢者医療の一部負担金の免除等について      | 転居して国民健康保険や後期高齢者医療に加入した場合、一部負担金等や保険料が减免されます。   | 健康保険課             | 06-6902-5697 | 加入時に被災者であることをお伝えください。 |
| 13 ファミリー・サポート・センターについて               | 相互援助活動であり、市町村毎に会員組織が設けられています。<br>児童の預かりや送迎等を行う場合、別途利用料が必要になります。  | 子育て支援課            | 06-6902-6404 |                       |
| 14 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)について  | 保護者の疾病などにより、家庭で児童の養育が一時的に困難など保護することが必要な場合、児童養護施設等において一定期間保護します。<br>利用には申請と別途利用料が必要になります。   | 子育て支援課            | 06-6902-6404 |                       |
| 15 放課後児童クラブについて                      | 放課後の児童に適切な遊びと生活場を提供します。<br>平日：放課後から午後6時まで。<br>土曜：午前8：30から午後6時まで。<br>延長は午後7時までになります。<br>利用料：月額4,500円(延長利用は別途月額1,800円)<br>减免申請(被災の事実がわかる証明等を添付)により無料になります。 | 子育て支援課            | 06-6902-6404 |                       |
| 16 保育所等や一時預かり事業の利用について               | 施設の受け入れ状況によりですが、未就学児の保育所等の利用や一時預かり事業の利用が可能です。<br>利用にかかる費用負担はありません。   | 保育幼稚園課            | 06-6902-6757 |                       |
| 17 市営住宅の一時提供について                     | 市営住宅を5戸、一時提供します。(家賃・共益費・敷金は無償になります。)   | 都市政策課             | 06-6902-6391 |                       |
| 18 府営住宅の一時提供について                     | 当面の間、府営住宅等を100戸、一時提供します。<br>民間賃貸住宅(マンスリー物件)100戸を一時提供します。   | 大阪府<br>危機管理室災害対策課 | 06-6944-6021 |                       |
| 19 就学援助制度・特別支援教育就学奨励費制度について          | 学校で必要になる経費の一部を援助します。   | 学校教育課             | 06-6902-7107 |                       |